

令和4年度 中小企業販路拡大支援事業 申請時の確認事項（留意点）

■事業目的

本事業は、市内中小企業者の販路拡大を支援し、当市産業の振興を図ることを目的とし、市内の製造業を営む中小企業者が展示会等に出展するために要する以下の経費を補助します。

■補助対象事業

中小企業者のうち製造業を営む者による、日本国内外にて行われる展示会（自社の製品および技術力を紹介するための展示会又は見本市）への出展を対象とします。

■対象事業者

駒ヶ根市内に本社及び主たる拠点を有する中小企業者のうち、製造業を営むもの。

※本補助金における中小企業とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定めるところによります。

■補助対象経費

本補助金の対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次に定める経費とします。

- ・ 出展小間料
- ・ 小間装飾経費
- ・ 出展物搬出入経費
- ・ 光熱水費
- ・ その他市長が認めた経費

※上記以外の経費（その他経費）の場合、事前にご相談ください。

※補助対象外となる経費の例

- ・ 人件費（従業員の給与など）
- ・ 間接経費（振込手数料、交通費、旅費、通信費、食糧費など）
- ・ パソコンなど汎用性が高く、他の事業にも使用できるものの購入費用
- ・ 補助対象事業以外にも汎用できる装飾品・案内・パンフレット等の費用

■事業実施期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

※原則として、事業認定日以降～令和5年3月31日までに支払いを完了する経費が対象となります。

（支出が事業認定前になる場合は事前にご相談ください）

■補助金の額等

- ・ 補助金の額は、対象経費に3分の2を乗じて得た額以内（1,000円未満は切り捨て）とし、上限は50万円とします。（消費税込。その他間接経費は対象外）
- ・ また、1社あたりの年度内上限額は50万円。

- ・本補助金は予算の範囲内で交付することとし、申請多数の場合は、予算の総額を案分した金額にて交付する場合（満額交付ではない場合）もあります。

■補助金申請について

- ・当年度本補助金の活用を予定する事業者は、年度当初定められた期間内に所定の様式にて予約申請を提出してください。
- ・予約申請の提出がない場合、予算状況により交付できない場合がございます。補助金の交付を受けようとする者（以下申請者）は、原則補助対象事業を開始する14日前までに所定の様式に添付資料を添えて市長に提出する必要があります。
- ・交付の申請は同一年度内に複数回可能ですが、1社あたりの年度内上限額は50万円となります。

■必要書類

- ・補助金予約申請書（様式1）
- ・事業認定申請書（様式2）
- ・交付申請書兼事業完了届（様式3）
- ・請求書（様式4）

※詳細は別紙チェックリストをご確認ください。

■注意事項

- ・申請内容に虚偽の記載があった場合や補助要件を満たさないことが判明した場合は、補助金の取り消しや返還を求められることがあります。
- ・補助対象経費に該当するか判断に迷う場合は、事前にご相談ください。
- ・補助事業が適切に実施されているか監査の対象となる可能性がございます。補助対象経費の支払いに係る証憑類は必ず保管してください。
- ・提出期限までに各書類の提出がない場合は補助金を交付できない場合がございますのでご注意ください。

■新型コロナウイルス感染症の影響による展示会中止等への対応

本補助金は原則、展示会への出展実績に基づき対象経費の一部を補助するものとなっております。

本年度についても引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、展示会の中止、出展規模の縮小等様々な影響が考えられます。当初計画し、経費支出済みの展示会に出展できない等の状況となった場合について、本年度本補助金においては、以下条件を満たす場合、特例として補助金支払いの対象とします。

（1）特例として支払い対象とする場合

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、主催者、出展者双方の責めに帰さない事由により展示会が中止（出展不能）となった場合や、緊急事態宣言等により県域をまたぐ往來を控える呼びかけが出ていた場合等（自らの判断で出展を取りやめた場合はこれまでの運用と同じく、補助金支払いの対象となりません）

(2) 上記(1)の場合の補助金支出条件

- ①「事業認定申請書」が提出されており、出展を予定していた事実及び、責めに帰さぬ事由による中止であることが確認できる書類を提出すること
- ②対象経費の支払いが証明できる書類(請求書及び領収書等)を提出すること

(3) 特例の対象経費

認定申請時に計上していた経費かつ、出展に直接用いる予定であったことが確認できる経費であること

- ①出展料、出展物搬出入経費、光熱水費の場合、事業者へ返還されないことが確認できること
(一部返還される場合は未返還分のみ補助対象とします)
- ②小間装飾経費、その他市長が認めた経費の場合は他展示会に持ち越すことができない費用であること
(汎用性のある装飾品、パンフレット等の経費は対象外です)

(4) その他

- ①以上の特例措置は、市内事業者の販路拡大を支援する本補助金の趣旨から、展示会の急な中止等に係る経費を支援するため特例的に適用するものです。展示会の出展にあたっては、事前に開催の可能性、中止の際のキャンセル規定等を事前に十分ご確認ください
- ②特例適用時においても本補助金に係る申請書類や、補助率等のその他要件は、当初案内のとおりです
- ③感染拡大の影響等により、出展規模の縮小やカタログ展示(説明員等の派遣ができない)への変更となった際には、ご相談ください。
- ④特例の適用について、ご不明な点がございましたら事前にご相談ください

その他ご不明な点は予約申請前に以下連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先・担当

駒ヶ根市役所 産業部 商工観光課 工業係
電話:0265-83-2111(内線 433.434)
FAX:0265-83-1278
メール:syoukan@city.komagane.nagano.jp